

鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正につ
いて

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部を改正する条例

鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例（平成 17 年鹿沼市条例第 68 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 中学生以上の部利用券（1 日）の項中「500 円」を「600 円」に改
め、同部回数券（11 日）の項中「5,000 円」を「6,000 円」に改め、同
表に次のように加える。

障害者	利用券（1 日）	300 円
	回数券（11 日）	3,000 円

別表第 1 備考に次の 1 項を加える。

- 3 この表において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
第 2 条第 1 号に規定する障害者であって規則で定めるものをいう。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表第 1 の規定により発行された回数券については、改正後の別表第
1 の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後引き続き使用することができる。